

議案第 5 3 号

杉並区体育施設等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 5 月 3 0 日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区体育施設等に関する条例の一部を改正する条例

杉並区体育施設等に関する条例（昭和 3 2 年杉並区条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項を次のように改める。

公園施設（別表第 4 に規定する施設を除く。）の使用料は別表第 3 のとおりとし、体育施設及び公園施設（別表第 4 に規定する施設に限る。）の利用料金は別表第 4 のとおりとする。

第 1 7 条、第 1 8 条第 1 項及び第 3 項第 4 号、第 1 9 条第 2 項並びに第 2 2 条第 2 号及び第 3 号中「体育施設」を「体育施設等」に改める。

別表第 3（1）野球場の部松ノ木運動場の項を削り、同表（2）庭球場の部中

「

松ノ木運動場 柏の宮公園庭球場	2 時間当たり	1 面	1, 0 0 0 円
--------------------	---------	-----	------------

を

「

柏の宮公園庭球場	2 時間当たり	1 面	1, 0 0 0 円
----------	---------	-----	------------

に

改める。

別表第 4（1）野球場の部中

「
下高井戸運動場
上井草運動場
」

を

「
下高井戸運動場
上井草運動場
松ノ木運動場
」

に改め、同表（2）庭球場の部を次のように改める。

（2） 庭球場

施設区分	使用区分		利用料金
妙正寺体育館 上井草運動場 松ノ木運動場	2 時間当たり	1 面	1, 0 0 0 円

別表第4付記6中「体育施設」を「体育施設等」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の杉並区体育施設等に関する条例の規定により杉並区教育委員会に対して行われた杉並区松ノ木運動場の使用の申請その他の行為又は杉並区教育委員会が行った杉並区松ノ木運動場の使用の承認その他の行為は、それぞれ指定管理者に対して行われたもの又は指定管理者が行ったものとみなす。

(提案理由)

松ノ木運動場の利用料金を定める等の必要がある。

杉並区体育施設等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（抄）

新 条 例	旧 条 例
(使用料等)	(使用料等)
<p>第5条 <u>公園施設（別表第4に規定する施設を除く。）の使用料は別表第3のとおりとし、体育施設及び公園施設（別表第4に規定する施設に限る。）の利用料金は別表第4のとおりとする。</u></p>	<p>第5条 <u>公園施設の使用料は、別表第3のとおりとし、体育施設の利用料金は、別表第4のとおりとする。</u></p>
2 略	2 略
(指定管理者による管理)	(指定管理者による管理)
<p>第17条 委員会は、第3条に規定する趣旨を効果的に達成するため必要があると認めるときは、法人その他の団体であつて委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、<u>体育施設等</u>の管理の業務のうち次に掲げるもの（以下「管理の業務」という。）を行わせることができる。</p>	<p>第17条 委員会は、第3条に規定する趣旨を効果的に達成するため必要があると認めるときは、法人その他の団体であつて委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、<u>体育施設</u>の管理の業務のうち次に掲げるもの（以下「管理の業務」という。）を行わせることができる。</p>
<p>(1) 第4条の規定により、<u>体育施設等</u>の使用を承認すること。</p>	<p>(1) 第4条の規定により、<u>体育施設</u>の使用を承認すること。</p>
<p>(2) 第12条の規定により、同条第1号又は第2号に該当すると認めたときに、<u>体育施設等</u>の使用を承認しないこと。</p>	<p>(2) 第12条の規定により、同条第1号又は第2号に該当すると認めたときに、<u>体育施設</u>の使用を承認しないこと。</p>
<p>(3) 第13条の規定により、同条第1号に該当するとき、使用者がこの</p>	<p>(3) 第13条の規定により、同条第1号に該当するとき、使用者がこの</p>

条例及び指定管理者の指示に従わないとき、又は指定管理者が必要と認めたときに、体育施設等の使用条件の変更又は使用の停止若しくは承認の取消しをすること。

(4)及び(5) 略

(指定管理者の指定)

第18条 委員会は、体育施設等の指定管理者を指定しようとするときは、公募又は委員会規則で定める方法によるものとする。

2 略

3 委員会は、前項の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者の候補者として選定し、区議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

(1)～(3) 略

(4) 体育施設等の効用を最大限に発揮するとともに、効率的な管理運営ができること。

(5)及び(6) 略

(指定管理者の指定の取消し等)

第19条 略

2 前項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部（利用料金の収受を含む場合に限る。）の停止を命

条例及び指定管理者の指示に従わないとき、又は指定管理者が必要と認めたときに、体育施設の使用条件の変更又は使用の停止若しくは承認の取消しをすること。

(4)及び(5) 略

(指定管理者の指定)

第18条 委員会は、体育施設の指定管理者を指定しようとするときは、公募又は委員会規則で定める方法によるものとする。

2 略

3 委員会は、前項の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者の候補者として選定し、区議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

(1)～(3) 略

(4) 体育施設の効用を最大限に発揮するとともに、効率的な管理運営ができること。

(5)及び(6) 略

(指定管理者の指定の取消し等)

第19条 略

2 前項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部（利用料金の収受を含む場合に限る。）の停止を命

じた場合等で、委員会が臨時に体育施設等の管理運営を行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、別表第4に定める額の範囲内において、委員会が定める使用料を徴収する。

(協定の締結)

第22条 委員会は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。

(1) 略

(2) 個人情報の取扱いその他の体育施設等の管理の基準に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、体育施設等の管理に関し必要な事項

じた場合等で、委員会が臨時に体育施設の管理運営を行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、別表第4に定める額の範囲内において、委員会が定める使用料を徴収する。

(協定の締結)

第22条 委員会は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。

(1) 略

(2) 個人情報の取扱いその他の体育施設の管理の基準に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、体育施設の管理に関し必要な事項